

資 料 目 次

第 509 回 福井地方最低賃金審議会 (R6.3.25)

番号	資 料 名	頁
1	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	1
2	日本標準産業分類の改定による「福井県特定最低賃金」の対応（事務局案）	3
3	福井県特定最低賃金に係る意向表明状況	4
4	福井県特定最低賃金の適用労働者数等について	8
5	令和 6 年度 福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表（案）	9

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。

改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店，総合スーパー**」の3種（改定の内容は次の表を参照）。このほか「」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 （従業者が常時50人未満のもの）
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



答申文のイメージ

< 答申文（本体） >

● ● 労働局長
● ● 地方最低賃金審議会長
● ● 県各種商品小売業の改正
決定について（答申）
（以下、略）

件名は諮問に揃える

● ● 労働局長
● ● 地方最低賃金審議会長
● ● 県百貨店、総合スーパーの
改正決定について（答申）
（以下、略）

< 答申文（別紙） >

（別紙）

● ● 県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小
売業最低賃金

- 1 （略）
- 2 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種
商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が
百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類
される者に限る。）を営む使用者
- 4 ~ 6 （略）

新産業分類に基づく
件名を記載

（別紙）

● ● 県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- 1 （略）
- 2 適用する使用者
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業にお
いて管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理す
る全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマー
ケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 4 ~ 6 （略）

新産業分類に基づく
適用対象業種の範囲を記載

日本標準産業分類の改定による「福井県特定最低賃金」の対応（事務局案）

新産業分類に基づき、既設の特定最低賃金の件名表示 又は 適用対象業種の範囲に係る表示 を改める必要があるものについては、**最低賃金審議会における審議を経て**、当該 新産業分類に基づく件名表示 又は 適用対象業種の範囲に係る表示を**決定する**。

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

件名表示を、「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」に改める必要がある。

適用対象業種の範囲に係る表示を、

「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」 「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」に、

「管理、補助的経済活動を行う事業者」 「管理、補助的経済活動を行う事業者」に、

それぞれ改める必要がある。

福井県繊維機械、金属加工用機械製造業最低賃金

適用対象業種の範囲に係る表示を、

「管理、補助的経済活動を行う事業者」 「管理、補助的経済活動を行う事業者」に

改める必要がある。

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）

福井県百貨店、総合スーパー最低賃金

件名表示を、「福井県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」に改める必要がある。

適用対象業種の範囲に係る表示を、

「百貨店、総合スーパー」 「百貨店、総合スーパーマーケット」に、

「管理、補助的経済活動を行う事業者」 「管理、補助的経済活動を行う事業者」に、

それぞれ改める必要がある。

第509回審議会での確認事項

新産業分類の「I561百貨店」、
「I562総合スーパーマーケット」は、
旧産業分類「I561百貨店、総合スーパー」を分割して新設されたものであり、このため、「適用対象業種の範囲に変更はない」としてよろしいか、審議会での確認をお願いします。

2024 年 3 月 5 日

福井労働局

局 長 田 原 孝 明 殿



福井県 丁目 35 番地
福井県支部
支 部 長 林 憲 治

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業
最低賃金の改正の意向表明について

2019 年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の紡績業、化学繊維、織物、染色整理業における賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の 3 分の 1 以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2024 年の 7 月中に必要書類を添付し、申出を行います。

以 上

2024 年 3 月 5 日

福井労働局

局 長 田 原 孝 明 殿



石川県能美

J A

執行委員長

番地 14

陸

敏 祐

福井県繊維機械、金属加工機械製造業
最低賃金の改正の意向表明について

2023 年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の繊維機械、金属加工機械製造業における賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の 3 分の 1 以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

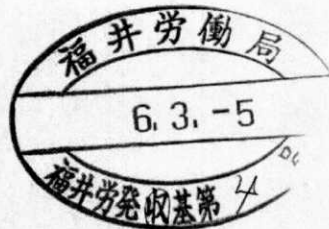
2024 年の 7 月中に必要書類を添付し、申出を行います。

以 上

2024年3月5日

福井労働局

局長 田原 孝明 殿



福井市問屋
電機連合
議長

番地

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、
ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、
映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の意向表明について

2019年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業における賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2024年の7月中に必要な書類を添付し、申出を行います。

以 上

2024 年 3 月 5 日

福井労働局

局 長 田 原 孝 明 殿



福井 〇〇〇〇 目 35 番地
U A 〇〇〇 福井県支部
支 部 長 林 憲 〇〇

福井県百貨店、総合スーパー業
最低賃金の改正の意向表明について

2020 年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の百貨店、総合スーパー業における賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の 3 分の 1 以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2024 年の 7 月中に必要書類を添付し、申出を行います。

以 上

福井県特定最低賃金の適用労働者数等について

最低賃金件名	令和 5 年12月末日現在	
	適用事業所数	適用労働者数
福井県紡績業，化学繊維業、織物、染色整理業	210 (244)	5,475 (5,933)
福井県繊維機械、金属加工機械製造業	97 (108)	1,624 (1,945)
福井県電気機械器具製造業（略称）	136 (132)	10,399 (11,541)
福井県百貨店，総合スーパー	13 (12)	1,731 (1,448)
合 計	456 (496)	19,229 (20,867)

（ ）内は、令和 4 年12月末日現在の数値

適用事業所数は令和 3 年経済センサス-活動調査を基礎とした事業所母集団 D B（令和 3 年次フレーム）を基礎資料として、労働局で把握した倒産情報等を反映させたもの。

適用労働者数は令和 3 年経済センサス-活動調査を基礎とした事業所母集団 D B（令和 3 年次フレーム）を基礎資料として、令和 5 年度に実施した基礎調査により推計した年齢、従事業務等による特定最低賃金適用除外労働者数を減じて算出したもの。

令和6年度 福井地方最低賃金審議会(専門部会) 地域別最低賃金審議日程表 (案)の1

1 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発行予定日一覧

答申要旨の公示日	異議申出締切日	異議審議会(514回本審)	官報公示予定	発効予定日
8月5日(月)	8月20日(火)	8月21日(水) AM	8月30日(金)	10月1日(火)
8月6日(火)	8月21日(水)	8月22日(木) AM	9月2日(月)	10月2日(水)
8月7日(水)	8月22日(木)	8月23日(金) AM	9月3日(火)	10月3日(木)
8月8日(木)	8月23日(金)	8月26日(月) AM	9月4日(水)	10月4日(金)
8月9日(金)	8月26日(月)	8月27日(火) AM	9月5日(木)	10月5日(土)
8月13日(火)	8月28日(水)	8月29日(木) AM	9月9日(月)	10月9日(水)

2 令和6年度審議会(専門部会)日程(案)

令和6年度			福井地方最低賃金審議会及び専門部会の開催予定時間			備考
月	日	曜	10:00～	13:30～	15:00～	
6月	3	月	第510回審議会 (運営規定、情勢報告等)			
	4	火				
	5	水				
	25	火				
7月	2	火	第511回審議会 (地賃諮問)			
	3	水				
	4	木				
	5	金	専門部会委員推薦公示(2～3週間程度):7月4日(木)～7月18日(木)			
			地域別最低賃金改正意見聴取公示(3週間程度):7月4日(木)～7月25日(木)			
	24	水				
	25	木				
	26	金				
	27	土				
	28	日				
	29	月		第512回審議会 (目安報告)	第1回専門部会 (運営規定等)	
	30	火				
	31	水	第2回専門部会 (金額審議)			
8月	1	木	第3回専門部会 (金額審議)			
	2	金	第4回専門部会 (結審)			
	3	土				
	4	日				
	5	月	第5回専門部会 (結審予備日)	第513回審議会 (地賃答申、特賃諮問)		
	6	火	異議申出期間:8月5日(月)～8月20日(火)			
	7	水				
	8	木				
	9	金				
	10	土				
	11	日				
	12	月	振替休日			
	21	水	第514回審議会 (異議審、必要性審議)			

[参考]令和5年度審議会(専門部会)日程

令和5年度			実績
月	日	曜	
6月			
	9	金	第500回審議会 (運営規定、情勢報告等)
	30	金	中賃目安(諮問)
7月			
	3	月	第501回審議会 (地賃諮問)
	26	水	第1回専門部会 (運営規定等)
	27	木	
	28	金	中賃目安(答申)
	29	土	
8月	30	日	
	31	月	目安報告準備
	1	火	第502回審議会 (目安報告)
	2	水	第2回専門部会 (金額審議)
	3	木	第3回専門部会 (金額審議)
	4	金	第4回専門部会 (金額審議)
	5	土	
	6	日	
	7	月	第5回専門部会 (結審)
			第503回審議会 (地賃答申、特賃諮問)
			【参考】地賃答申 R4.8.8 R3.8.5 R2.8.6 R元.8.8
	23	水	第504回審議会 (異議審、必要性審議)
			【参考】異議審 R4.8.24 R3.8.23 R2.8.24 R元.8.26

令和6年度 福井地方最低賃金審議会(専門部会) 地域別最低賃金審議日程表 (案)の2

令和6年2月5日現在

1 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発行予定日一覧

答申要旨の公示日	異議申出締切日	異議審議会(514回本審)	官報公示予定	発効予定日
8月5日(月)	8月20日(火)	8月21日(水) AM	8月30日(金)	10月1日(火)
8月6日(火)	8月21日(水)	8月22日(木) AM	9月2日(月)	10月2日(水)
8月7日(水)	8月22日(木)	8月23日(金) AM	9月3日(火)	10月3日(木)
8月8日(水)	8月23日(金)	8月26日(月) AM	9月4日(水)	10月4日(金)
8月9日(金)	8月26日(月)	8月27日(火) AM	9月5日(木)	10月5日(土)
8月13日(火)	8月28日(水)	8月29日(木) AM	9月9日(月)	10月9日(水)

2 令和6年度審議会(専門部会)日程(案)

令和6年度			福井地方最低賃金審議会及び専門部会の開催予定時間			備考
月	日	曜	10:00 ~	13:30 ~	15:00 ~	
6月	3	月	第510回審議会 (運営規定、情勢報告等)			
	4	火				
	5	水				
	25	火				
7月	2	火	第511回審議会 (地賃諮問)			
	3	水				
	4	木				
	5	金	専門部会委員推薦公示(2~3週間程度):7月4日(木)~7月18日(木)			
			地域別最低賃金改正意見聴取公示(3週間程度):7月4日(木)~7月25日(木)			
	24	水				
	25	木				
	26	金				
	27	土				
	28	日				
	29	月				
	30	火		第512回審議会 (目安報告)	第1回専門部会 (運営規定等)	
	31	水				
8月	1	木	第2回専門部会 (金額審議)			
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月	第3回専門部会 (金額審議)			
	6	火				
	7	水				専門部会結審準備
	8	木	第4回専門部会 (結審)	第513回審議会 (地賃答申、特賃諮問)		
	9	金	第5回専門部会 (結審予備日)	第513回審議会予備日 (地賃答申、特賃諮問)		
	10	土				
	11	日				
	12	月	振替休日			
			異議申出期間:8月8日(木)~8月23日(金)又は8月9日(金)~8月26日(月)			
	26	月	第514回審議会 (異議審、必要性審議)			
	27	火	第514回審議会予備 (異議審、必要性審議)			
	28	水				

[参考]令和5年度審議会(専門部会)日程

令和5年度			実績
月	日	曜	
6月			
	9	金	第500回審議会 (運営規定、情勢報告等)
	30	金	中賃目安(諮問)
7月			
	3	月	第501回審議会 (地賃諮問)
	26	水	第1回専門部会 (運営規定等)
	27	木	
	28	金	中賃目安(答申)
	29	土	
	30	日	
	31	月	目安報告準備
8月	1	火	第502回審議会 (目安報告)
	2	水	第2回専門部会 (金額審議)
	3	木	第3回専門部会 (金額審議)
	4	金	第4回専門部会 (金額審議)
	5	土	
	6	日	
	7	月	第5回専門部会 (結審)
			第503回審議会 (地賃答申、特賃諮問)
			[参考]地賃答申 R4.8.8 R3.8.5 R2.8.6 R元.8.8
	23	水	第504回審議会 (異議審、必要性審議)
			[参考]異議審 R4.8.24 R3.8.23 R2.8.24 R元.8.26

【参考】令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

Aランク
Bランク
Cランク

答申日	発効日	目安上乗せ額									
8/4(金)	10月1日	±0	神奈川	愛知	広島						
8/7(月)	10月1日	+5	秋田								
		+3	福井								
		+2	福島	茨城							
		+1	栃木	千葉	新潟	兵庫	徳島				
		±0	北海道	宮城	埼玉	東京	富山	山梨			
			長野	岐阜	静岡	三重	滋賀	奈良			
大阪	和歌山		岡山	山口	香川						
8/8(火)	10月4日	+2	石川								
		±0	岩手								
8/9(水)	10月5日	+7	鳥取								
		±0	群馬								
8/10(木)	10月6日	+7	島根								
		+6	青森	大分							
		+5	宮崎	鹿児島							
		+4	愛媛								
		+1	福岡								
		±0	京都								
8/14(月)	10月8日	+6	熊本								
		+5	高知								
		+4	沖縄								
8/17(木)	10月13日	+6	長崎								
8/18(金)	10月14日	+8	佐賀								
		+7	山形								